

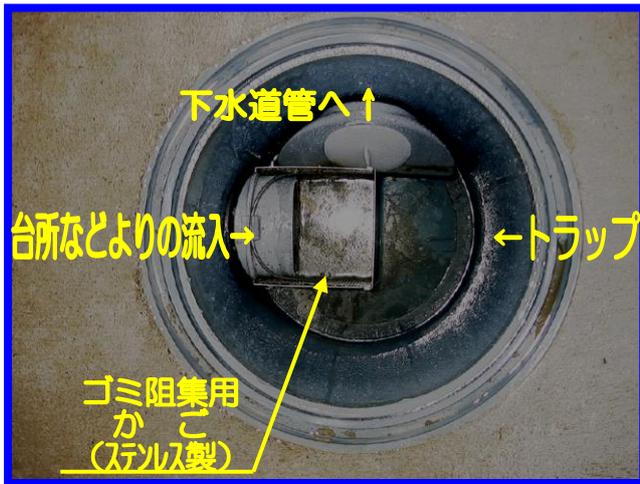
トラップ柵へのかご等の設置について

農業集落排水の管渠は公共下水道に比べ、管径が小さいため、台所、浴室、洗濯場の吐口にゴミ阻集用かご等（ごみよけ装置）の設置が義務付けられています。（※1）

農業集落排水処理区域の排水設備設置の際にはご注意ください。

（※1 小松市農業集落排水施設条例 施行規則 6 条による）

○かご付きトラップ柵設置例

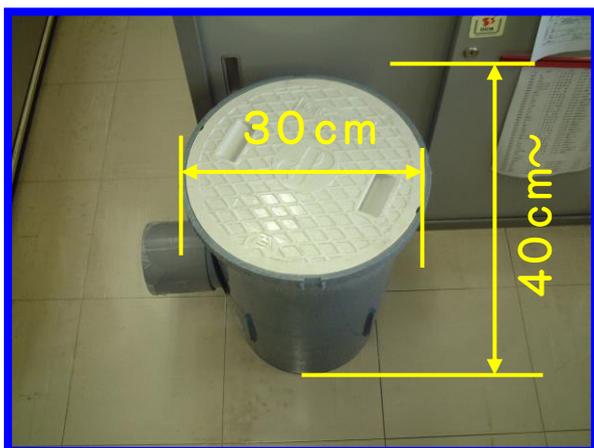


○ゴミ阻集用かご（ごみよけ装置）



●かご（阻集器）は、下水道処理の妨げとなる物質（し査など）の流入を阻止、分離、収集し、下水処理場における放流水の水質を確保するため、各家庭の特に台所、浴室、洗濯場等の排水箇所に設ける機器です。処理場に流入するし査の量を減少させる効果があります。

○トラップ柵（防臭装置）



●トラップ柵は、封水の機能によって排水管又は下水道本管からガス、臭気、衛生害虫などが、器具を経て屋内に侵入するのを防止するために設ける装置です。